

稲城市制施行 50 周年記念「私の好きなまち “いなぎ” フォトコンテスト」募集要項

1 趣旨・目的

本市は、令和 3 年（2021 年）11 月 1 日に市制施行 50 周年を迎えます。市制施行 50 周年という、この節目の年を市をあげて祝い、市民のまちへの愛着や誇りを一層高め継承していくと共に、大きな盛り上げへとつなげ、市の魅力向上を図るために開催します。

2 応募資格

プロ・アマ・年齢を問わず、どなたでもご応募いただけます。

※20 歳未満の方は保護者の同意を得た上での応募を可能とします。（応募された時点で同意を得ているものと判断いたします。）

3 応募条件

本募集要項記載事項に同意いただいていること。

※応募の時点で、本募集要項記載事項に同意いただいたものとみなします。

4 期間

(1) 応募期間

令和 3 年 6 月 1 日（火）～令和 3 年 7 月 16 日（金）

※郵送の場合、必着。

(2) 撮影期間

定めはありません。

※撮影期間の定めはなく、過去に撮影された写真も対象となります。

5 部門

(1) 風景部門 … 稲城市の緑・自然・建築物を写した写真

(2) 笑顔部門 … 稲城市に暮らす人の笑顔の写真

(3) 営み部門 … 稲城市で生活している人々の活動の様子を写した写真

6 各賞

(1) 最優秀賞 1 名 （商品券 10,000 円、賞品）

(2) 優秀賞 2 名 （商品券 5,000 円、賞品）

(3) 佳作 10 名 （商品券 1,000 円）

(4) 切手賞 若干名（稲城市制施行 50 周年記念切手シート）

※入賞作品は、市ホームページで発表し（令和 3 年 9 月以降を予定）、いなぎ市民まつり等で展示予定です。また、稲城市制施行 50 周年記念切手として採用される場合があります。

7 提出物

① 応募用紙

② 作品

※応募用紙については、市ホームページよりダウンロード又は市役所企画政策課窓口で配布しているものを使用すること。

※応募用紙は、1作品につき1枚添付すること。

8 形式・応募方法

(1) データ提出形式による応募

① 形式 j p e g (J P G)

② 容量 10MB以下

③ 応募方法

メール、郵送により応募してください。

※メールでご応募いただく場合は、件名に、【フォトコンテスト応募】と明記してください。

※1作品につき、1通のメールでお送りください。

※メールが送信できているかについては、必ずご自身でご確認ください。

※容量が10MB以下であるのに、メールが送信できない場合は、企画政策課までご連絡ください。

※郵送によりご応募いただく場合は、応募作品のデータをCD-Rに入れて、ご提出ください。

(2) プリント写真の提出による応募

① サイズ L版～A4 (297mm×210mm まで)

② 応募方法

郵送により応募してください。

※プリント写真は、スキャナーで読み込むため、画質が低下する場合があります。

※プリント写真は、基本的に返却いたしません。

※紛失及び破損する場合に備えまして、複製(コピー)作品を送付ください。

※入賞された場合は、入賞作品のデータの提出及びネガをお預かりさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

(3) 共通事項

① 応募点数 合計3点まで

② 撮影範囲 稲城市を撮影した写真、稲城市内で撮影した写真

※撮影が禁止されている場所は対象外、市外から市内地域を撮影したものは可

③ 写真規格

ア モノクロ、カラー等不問。

イ 撮影機材は問いません。

※デジタルカメラ(一眼カメラ・コンパクトデジタルカメラ)、フィルムカメラ、スマートフォン、カメラ機能付ゲーム機、タブレット端末等

ウ 応募者本人が撮影した未発表の作品、又は、写真の応募について、撮影者(又は著作権承継者)から、著作権に関する著作物の利用の許諾を得た未発表の作品に限ります。

応募者本人以外の人物が撮影した作品を応募する場合は、必ず撮影者(又は著作権承継者)から利用の許諾を得てください。また、「11 作品の取扱い」の規定についても、同様に撮影者(又は著作権承継者)の許諾を得た上で応募してください。

エ 偽名応募・二重応募は禁止とします。

- オ 組み写真、コラージュ（イラスト、テキスト、クレジット表記等含む）は応募できません。
 - カ 本フォトコンテスト以外へ応募し、入賞した作品は応募できません。
- ※上記の規格を満たさない場合は入賞を取り消すことがあります。

9 応募作品の肖像権について

- (1) 応募する前提条件として、応募作品に、「他人が権利を有する著作物が写っている場合」又は、「他人の肖像が写っている場合」は、その著作物の権利者、又はその肖像ご本人（20歳未満の場合は保護者）から、応募者本人が事前に承諾を得ていただくものとします。
- (2) 市は、人物等被写体に対する肖像権侵害等において責任を負いません。
- (3) 応募作品に使用された人物等から肖像権の申し出があった場合の責任は、すべて応募者に帰属するものとし、その作品は失格とします。

10 作品の著作権等

入賞作品の著作権は撮影者（又は著作権承継者）本人にあります。入賞作品についての使用权（トリミング、色調調整等も含む）は市に帰属します。

なお、稲城市制施行50周年記念切手として入賞作品が採用された場合は、市と著作権譲渡契約（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を締結していただく場合があります。その場合、採用作品に関する一切の権利は無償で稲城市に帰属するものとします。

11 作品の取扱い

- (1) 入賞作品は、市の作成物及び市公式ホームページ、市が実施する展示会等において、市が定める条件により無償で使用できるものとし、新聞・雑誌・テレビ等で広報活動を目的として活用を行うものとし、
- (2) 目的の範囲内であれば、市の許可において、市以外の団体・企業等も使用できるものとし、
- (3) 活用する作品は改変（一部切除、色調調整等を含む）する場合があります。この場合、市及び市から許可を得た第三者に対して、著作者人格権に基づく権利主張を一切行わないものとし、
- (4) 応募者本人以外の人物が撮影した作品を応募し、それが入賞作品となった場合、この作品の取扱いについて撮影者（又は著作権承継者）の許諾を得ているものと見なします。
- (5) 写真データの送信中の事故、データ破損等について、市は一切の責任を負わないものとし、
- (6) 作品の取扱いには十分注意いたしますが、万一の事故に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。

12 決定

「私の好きなまち“いなぎ”フォトコンテスト」選定委員会の選考後、市長による最終選考を行い、入賞作品を決定します。

13 その他の注意事項

- (1) 特定の主義主張（宗教、政治的活動）をするもの、営業活動に通じるもの、一般に不快感を与えるもの、第三者への誹謗・中傷・批判にあたるもの及び主催者が不適当と認めたものは応募対象外とします。

- (2) 応募いただいた書類等は返却いたしません。
- (3) 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。
- (4) 受付通知及び入賞作品以外への通知は行いません。また、選考経過のお問い合わせには対応できかねます。

14 個人情報の取扱いについて

応募時に記載された氏名、住所等の個人情報については、本公募に関連する用途以外の目的には使用しません。

15 提出先・問い合わせ先

稲城市企画部企画政策課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111

電話：042-378-2111 FAX：042-377-4781

メール：50th-anniversary@city.inagi.lg.jp